

2018年6月1日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第467号）

# 国家外貨管理局、 為替予約の全額・差金決済に係る Q&A を発表 為替リスクのヘッジは実需取引を前提に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2018年5月15日付で『国家外貨管理局による為替予約業務の完善化に関する外貨管理問題についての通達』（匯発[2018]3号）の政策問答』（以下『Q&A』という）を発表しました。これに先駆け、同局は2018年2月12日付で『為替予約業務の完善化に関する外貨管理問題についての通達』（匯発[2018]3号、以下『3号通達』という）<sup>1</sup>を公布し、実需取引の原則を前提に、為替予約の差金決済について外貨転サイドでの実施も認めています。『Q&A』では、『3号通達』について企業や銀行から寄せられた疑問点を Q&A 形式で解説しています。

### □ 為替予約の差金決済をリスクヘッジ手法の1つとして活用

『Q&A』では、為替予約における全額受渡および差金受渡について、ともに外貨エクスポージャーに対するリスクヘッジ手法の1つであるとし、両者における期限到来時の決済方法や元本の受取・支払の有無等の主な違いを明確にしました（図表1を参照）。

企業が為替予約等の方法で外貨エクスポージャーのヘッジを行う際は、真実性・コンプライアンス遵守を背景とした実需取引の存在が前提となります。そのうえで『Q&A』では、実需取引の性質について経常項目か資本項目かの制限はしないと説明しています。

そして、企業のクロスボーダー取引等において、実際に外貨の受取・支払が発生するものに対し、為替予約の全額受渡を選択し、実際に外貨の受

【図表1】全額受渡と差金受渡の相違点

受渡方式	期限到来時の決済方法	元本の受取・支払の有無
全額受渡	事前に約定した為替レートに基づき決済	あり
差金受渡	事前に約定した為替レートと期限到来時の実勢相場のレートに基づき、その差額のみ決済*	なし

\*差金決済の通貨は人民元となります（『3号通達』第1条）。

（『Q&A』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

<sup>1</sup> 『3号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第459号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0480-XF-0105.pdf>

取・支払が発生しないものに対し、差金受渡を選択してその外貨エクスポージャーをヘッジすることができます。

『Q&A』で取り上げている具体的な取引例等とそのリスクヘッジ手法について、以下の図表 2 にまとめましたので、ご参照ください。

【図表 2】 為替リスクに係る取引例とそのヘッジ手法

リスクの種類	取引例等	リスクヘッジ手法
クロスボーダー取引関連	✓ 輸入企業が外貨建ての契約金額に基づき人民元で関税を支払う場合において、外貨の支払は発生しないもの、換算レートが確定しておらず、外貨エクスポージャーが生じるケース	人民元売り外貨買い為替予約の差金受渡
	✓ 企業が輸入する際、外貨で金額を表示し人民元で決済する契約を締結する場合において、換算レートが確定しておらず、外貨エクスポージャーが生じるケース	
金融取引関連	✓ 国内企業による外貨建てローンの借入	人民元売り外貨買い為替予約の全額受渡／差金受渡
	✓ 国外機構による国内の人民元建て債券への投資	
連結財務諸表関連	✓ 現行の会計管理規定に基づいた財務諸表の作成において、国内機構が海外子会社を連結対象とし、これにより為替の換算リスクを引き受けるケース	為替予約の差金受渡

(『Q&A』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### □ 実需取引の背景審査において取引証憑の有無のみならず、総合的な判断を要求

為替予約業務は実需取引を原則としています。しかし、直物為替業務と異なり、為替予約業務の前提となる実需取引には不確実性が存在しています。そこで『Q&A』では、為替予約業務に係る実需取引の審査において、単純に直物為替業務のやり方に照らし、取引証憑の有無を審査の基準とすることはできないことを明確にしました。

為替予約業務は実需取引の審査の面で、人民元対外貨の通貨オプション業務のそれと一致しなければなりません。銀行は業務展開の 3 原則に基づき、契約を締結する前に、顧客身分の識別、顧客適合性の評価、実需背景の調査、業務証憑の審査、顧客の声明・確認書簡の取得等の方法を総合的に利用し、当該業務が実需取引の原則に合致することを確認しなければならないとしています。

\*

『Q&A』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 5 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、為替予約業務について、具体的な実務手続き等は所在地の外貨管理局またはご利用の外貨業務取扱銀行にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国為替資金部 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

『国家外貨管理局による為替予約業務の完善化に関する外貨管理問題  
についての通達』(匯発[2018]3号)の政策問答

**Q1：為替予約の差金受渡と全額受渡には、どのような異同があるのか？**

**A1：**為替予約は期限到来時の決済方式によって、全額受渡と差金受渡に分けることができる。全額受渡において、取引双方は事前に約定した為替レートに基づき、実際の人民元・外貨元本の受取・支払を行う。差金受渡において、取引双方は事前に約定した為替レートと期限到来時の実勢相場のレートに基づき、その差額を計算して損益を決済し、実際の人民元・外貨元本の受取・支払は行わない。決済方式の違いを除いて、為替予約の差金受渡と全額受渡はともに外貨エクスポージャーに対するリスクヘッジの手法とすることができる。

**Q2：顧客がクロスボーダー取引において外貨エクスポージャーが生じたものの、実際の取引が外貨の受取・支払に係らない場合、銀行は為替予約の差金受渡を提供してリスクヘッジを行うことができるのか？**

**A2：**実需取引の原則のもと、顧客が為替予約を使用してリスクヘッジを行う際の前提は、真実で、コンプライアンスを遵守したベースとなる取引が存在し、かつ外貨エクスポージャーを有していることであり、ベースとなる取引が外貨の受取・支払に係る場合、為替予約の全額受渡を選択することができる。外貨の受取・支払に係らない場合、為替予約の差金受渡を選択することができる。例えば、輸入企業が外貨建ての契約金額に基づき人民元で関税を支払う場合、換算レートが確定していなければ、外貨エクスポージャーが存在するが、実際には外貨を支払わないため、人民元売り外貨買い為替予約の差金受渡を選択し、リスクヘッジを行うことができる。また、企業が輸入において、外貨で金額を表示し人民元で決済する契約を締結する場合、換算レートが確定していなければ、同じく外貨エクスポージャーが存在するが、実際には外貨を支払わないため、人民元売り外貨買い為替予約の差金受渡を選択し、リスクヘッジを行うことができる。

**Q3：銀行は顧客の金融取引に係る為替リスクのために、リスクヘッジを行うことができるのか？**

**A3：**実需取引の原則では、外貨デリバティブ商品取引の背景の真実性とコンプライアンス性を強調しているが、取引背景に係る経常項目もしくは資本項目の性質について制限しているわけではない。顧客の真実で、法律を遵守した金融取引により発生する外貨エクスポージャーに対し、銀行は為替予約等の外貨デリバティブ商品取引を提供してリスクヘッジを行うことができる。例えば、国内企業による外貨建てローンの借入、国外機構による国内の人民元建て債券への投資等の金融取引について、人民元売り外貨買い為替予約の全額受渡もしくは差金受渡を通じて為替リスクをヘッジすることができる。

**Q4：国内機構が国外子会社を連結財務諸表の対象とすることにより引き受ける為替の換算リスクについて、為替予約の差金受渡を通じてリスクヘッジを行うことができるのか？**

**A4：**できる。国内機構は現行の会計管理規定に基づき財務諸表を作成する際、国外子会社を連結財務諸表の対象とすることにより発生する為替の換算リスクは、為替予約の差金受渡を通じてリスクヘッジを行うことができる。

**Q5：銀行は為替予約業務の実需取引の背景に係る審査基準に対し、如何にして把握すべきか？**

**A5：**実需取引の原則に基づき、銀行は顧客のために為替予約業務を取り扱う際、顧客が外貨エクスポージャーをヘッジするためであることを確認しなければならない。直物為替業務と異なり、為替予約業務取引の基礎である真実の需要の背景には予測性と不確定性が存在する可能性があるため、単純に直物為替業務のやり方に照らし、取引証憑があるか否かを実需取引の原則を審査する際の唯一もしくは主要な尺度とすることはできない。

銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の原則に基づき業務を展開しなければならない。顧客と契約を締結する以前に、銀行は顧客が取り扱おうとする為替予約業務のベースとなる取引に係る実際の状況に基づき、焦点を絞って顧客身分の識別、顧客適合性の評価、実需背景の調査、業務証憑の審査、顧客声明もしくは確認書簡等の方法を総合的に利用し、その取り扱う業務が実需取引の原則に合致するか否かを確認しなければならない。

銀行は顧客に対し、「リスク中立」の意識の確立と為替リスクの管理の健全化や、デリバティブ商品取引、入金・支払サイトの時期および金額表示・決済に係る通貨種類の調整等の方式を総合的に利用して為替リスクを管理するよう導いていかなければならない。

**Q6：為替予約と人民元対外貨の通貨オプション業務の実需取引の審査には差異が存在するのか？**

**A6：**為替予約と人民元対外貨の通貨オプション業務は、実需取引の審査の面で一致を保たなければならない。

(中国語原文)

## 《国家外汇管理局关于完善远期结售汇业务有关外汇管理问题的通知》 (汇发〔2018〕3号) 政策问答

### 1. 远期结售汇差额交割和全额交割有什么异同？

**答：**远期结售汇按到期结算方式可分为全额交割和差额交割。全额交割下，交易双方按照事前约定的汇率实际收付人民币和外汇本金；差额交割下，交易双方按照事前约定的汇率与到期时即期汇率轧差结算损益，不实际收付人民币和外汇本金。除结算方式差异外，远期结售汇差额交割与全额交割均可作为对冲外汇风险敞口的套期保值工具。

### 2. 客户因跨境交易产生外汇风险敞口，但实际交易并不涉及外汇收支的，银行可否提供远期结售汇差额交割进行套期保值？

**答：**在实需交易原则下，客户使用远期结售汇进行套期保值的前提是存在真实、合规的基础交易并具有外汇风险敞口，若基础交易涉及外汇收支，可选择远期全额交割；若不涉及外汇收支，可选择远期差额交割。例如，进口企业根据外币合同金额以人民币支付关税，若折算汇率不确定，将存在外汇风险敞口，但因不实际支付外汇，可选择远期购汇差额交割进行套保；又如，企业进口签订以外币计价、人民币结算的合同，若折算汇率不确定，同样存在外汇风险敞口，但也不实际支付外汇，可选择远期购汇差额交割进行套保。

### 3. 银行是否可为客户金融交易项下的汇率风险办理套期保值？

**答：**实需交易原则强调外汇衍生品交易背景的真实性和合规性，并不限制交易背景的日常项目或资本项目性质。对于客户真实、合规的金融交易产生的外汇风险敞口，银行可以提供远期结售汇等外汇衍生品交易进行套期保值。例如，境内企业借用外汇贷款、境外机构投资境内人民币债券等金融交易，可通过远期购汇全额或差额交割对冲汇率风险。

### 4. 境内机构因合并境外子公司财务报表而承担的汇率折算风险，是否可通过远期结售汇差额交割进行套期保值？

**答：**可以。境内机构依照现行会计管理规定编制财务报表时，因合并境外子公司财务报表而产生的汇率折算风险，可通过远期结售汇差额交割进行套保。

### 5. 银行对于远期结售汇业务的实需交易背景审核应如何把握？

**答：**按照实需交易原则，银行为客户办理远期结售汇业务应确认客户是对冲外汇风险敞口。与即期结售汇业务有所不同，作为远期结售汇业务交易背景的真实需求背景可能存在预估性和不确定性，不能简单比照即期业务的做法，将是否有交易单证作为实需交易原则审核的唯一或主要标尺。

银行应按照“了解客户”、“了解业务”和“尽职审查”原则展业。与客户达成合约前，银行应根据客户拟叙做远期结售汇业务的基础交易实际情况，有针对性地综合运用客户身份识别、客户适合度评

估、交易背景调查、业务单证审核、客户声明或确认函等方法确认所办业务是否符合实需原则。

银行应引导客户树立“风险中性”意识和健全汇率风险管理，综合运用衍生产品交易、调整收付款时间和计价结算币种等方式管理汇率风险。

#### 6. 远期结售汇与人民币对外汇期权业务的实需交易审核是否存在差异？

答：远期结售汇和人民币对外汇期权业务，在实需交易审核方面应保持一致。

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。